

別表第4（第31条・第33条関係）

事業の種類	事業の基本的な諸元	手続を経ることを要しない変更等の要件
1 道路の建設	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 放水路又は 堰の建設	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
3 鉄道又は 軌道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表 本線路施設区域（別表 第1第3項に該当する 対象事業が実施される べき区域から操車場、 車庫、車両検査修繕施 設その他の鉄道等の施 設の区域を除いたもの をいう。以下同じ。） の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に 係るものを除く。以下 同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	操車場等の区域の位置	新たに操車場等の区域となる部分の面積が変更前の操車場等の区域の面積の10パーセント未満であること。
4 飛行場の 建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の 区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。
5 工場又は 事業場の建設	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。

	排出ガス量	排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	排出水量	排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
6 廃棄物処理施設の建設	処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
7 下水道終末処理場の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
8 高層建築物の建設	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
9 大規模建築物の建設	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
10 研究施設の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
	化学物質取扱量	年間の取扱量が10パーセント以上増加しないこと。
11 浄水施設の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
12 公園の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
13 電気工作物の建設	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
	排出ガス量	排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
14 住宅団地の造成	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
15 工業団地の造成	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
16 流通業務施設用地の造成	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
17 学校用地の造成	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。

18 土地区 画整理事業	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
19 開発行 為に係る事業	施工区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
20 前各項 に掲げるもの のほか、これ らに準ずる事 業として定め る事業	土地の改変区域の位置	新たに土地の改変区域となる部分の面積が変更前の土地の改変区域の面積の10パーセント未満であること。